

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和8年8月3日

支出負担行為担当官

農林水産技術会議事務局

筑波産学連携支援センター長 田雑 征治

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- | | | |
|-----|------|-------------------------|
| (1) | 件名 | 本館診療所歯科空調機更新工事 |
| (2) | 概要 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) | 工期 | 令和8年8月20日から令和8年11月30日まで |
| (4) | 履行場所 | 別紙仕様書のとおり |

2 見積書の提出場所、提出期限及び見積合わせの日時

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 提出場所 | 〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 総務課
電話：029-838-7217
電子メール： tsukubayoudo@maff.go.jp |
| (2) | 提出期限 | 令和8年8月18日（火）12時00分 |
| (3) | 見積合わせ日時 | 令和8年8月19日（水）10時00分 |

3 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 農林水産省大臣官房参事官(経理)における対象工事種別に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格を付与されている有資格者のうち、「管工事」の認定を受けている者であること。
- (4) 筑波産学連携支援センター長から、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成28年4月5日付け28農会筑第10号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

4 仕様書等の交付場所及び問合せ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

上記2の(1)のとおり

- (2) 電子媒体による交付

希望者に電子メールにて交付する。

- (3) 工事場所の確認

工事場所の現場確認を希望する場合は、令和8年8月3日（月）から8月17日（月）までの間に行うこと。確認にあたっては、事前に電子メールまたは電話により連絡し、確認日時を調整すること。

5 提出書類及び提出方法

- (1) 提出書類

ア 見積書 1部

イ 上記3の(3)を証明する書類（資格確認通知書の写し） 1部

- (2) 提出方法

ア 持参の場合

封かんの上見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び見積件名を表記し、2（1）に提出するものとする。

イ 郵送の場合

二重封筒とし、中封筒の表に見積人の氏名、あて名及び見積件名を記載し、表封筒に封入封かんの上、「(案件名)見積書在中」と朱書し、2（1）あてに郵送すること。提出期限必着とする。

ウ 電子メールの場合

電子メールによる提出を希望する者は、事前に2（1）に連絡の上、承認を受けること。

6 見積書の作成及び提出等

- (1) 見積書の様式は任意とする。見積内容を確認できるように内訳等を添付すること。
- (2) 見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。
- (3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは開封の前後を問わず認めない。
- (4) 見積人は、「暴力団排除に関する誓約事項（別紙）」について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

7 公正な見積りの確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積
- (7) 見積品等の事前確認が必要な見積にあつては、事前に承認を受けていない者による見積
- (8) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

9 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知する。

10 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

11 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うものとする。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。
- (5) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。